

2022年9月30日

熊本行政評価事務所
古澤 良章 所長様

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

代表 中島 康

〒860-0073 熊本市西区島崎 4-5-13

携帯 090-2505-3880

国土交通省の住民対応への苦情の申出について

新涼の候、貴職におかれまして、益々、ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また日頃より、行政機関への調整にご尽力いただき、感謝申し上げます。

このことにつきまして、私たちは国が推進する川辺川ダムに反対し、また国が水利権を与えた瀬戸石ダムの撤去を求め運動する市民団体です。

川辺川流水ダムでは、いのちも清流も守れないとして、国土交通省に説明を求め、河川整備計画の策定に際して、説明会を開くよう申し入れをしてきました。

また、瀬戸石ダムは先の洪水で、上下流に大きな被害をもたらしたので、撤去を要求してきました。(別紙経緯表参照)

ところが、窓口である国土交通所八代工事事務所では、「自分たちは担当者ではない」という職員が対応して、「話は伝える」と言うものの、今まで私たちに回答があったことは一度もありません。このような国の対応は、一般社会の通念に反するにとどまらず、情報公開の原則に背き、説明責任を回避するものです。また、河川法の示す住民参加の考え方にもそぐわないものです。

当該事務所は、ホームページに回答していると言いますが、すべての私たちの申し入れや質問に回答している訳ではなく、仮に回答していたとしても、一方的な主張の繰り返しで、とても納得できる内容ではありません。私たちは双方向の説明を求めているのです。

貴職におかれましては、実状を賢察いただき、当該機関に対し、総務省設置法第四条十四に基づき、必要なあつせんを行っていただくようお願いいたします。

申し入れ等経緯表(抜粋)

- 2020.10.12 球磨川豪雨検証委員会に関する公開質問状
- 2021.4.19 球磨川流水ダムは環境アセス「法の対象外」との見解に対する抗議文
- 2021.8 球磨川河川整備計画(原案)公表時の関係住民意見聴取に関する要請書
- 2021.10.1 瀬戸石ダムの水利権の取り消しを求める申し入れ書
- 2022.2.24 球磨川水系河川整備計画策定に関する抗議と申し入れ
- 2022.4.20 球磨川水系河川整備計画原案に関する意見聴取に関する抗議文
- 2022.5.13 球磨川水系河川整備計画に関する意見聴取に関する申し入れ書
- 2022.6.3 球磨川水系河川整備計画原案に関する意見公開や整備計画への反映の判断基準公開に関する申し入れ書
- 2022.7.7 瀬戸石ダムの再稼働中止と撤去を求める申し入れ書
- 2022.7.7 川辺川ダム建設中止を求める申し入れ書
- 2022.7.7 瀬戸石ダムの再稼働中止と撤去を求める申し入れ書
- 2022.7.15 学識者懇談会に関するあり方と運営についての抗議文書
- 2022.8.2 球磨川の堆積土砂撤去に関する申し入れ
- 2022.8.10 球磨川水系河川整備計画策定に対する抗議文
- 2022.9.2 瀬戸石ダムを撤去した場合の治水効果について
なお、上記の文書の宛先はすべて国土交通大臣です。

2022年6月3日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫様
熊本県知事 蒲島 郁夫様

代表連絡先（賛同団体は別紙掲載）

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

代表 中島 康

〒860-0073 熊本市西区島崎 4-5-13

TEL:090-2505-3880

球磨川水系河川整備計画原案に関する意見公開や整備計画への反映の 判断基準公開に関する申し入れ書

4月に開催された球磨川水系河川整備計画原案（以下原案）に関する公聴会では33人の公述人が意見を述べたと報道されています。また、5月6日までに募集に応じて提出された意見は熊本県河川課によれば455通に達したということです。それらの意見が反映されたものが、整備計画の「案」になり、それに知事や関係市長村長が意見を述べ、最終的に整備計画になることと思います。

河川法第十六条の二第4項には「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」という条文がありますが、私たちは、公述人が発言した意見や、国・県に提出された意見が適切に整備計画に反映されたかを知りたいと思います。そのためには、まずは公述人の意見や意見募集に応じて提出された意見がどのようなものであったかを知る必要があります。

また、出された意見を整備計画に反映するに当たって、整備計画に反映したのか、反映しなかったのか、反映しなかったらその理由は何なのか、これについては公正な判断基準に基づいて行う必要があります。そのような判断基準などに基づかずに、その作業が行われるのであれば、それは行政の恣意的な運用に当たり、行政側に都合のいい意見ばかり採用される恐れがあり、住民参加を謳った改正河川法の精神にもとるものと言えます。よってその判断基準は明らかにされる必要があります。

公聴会は終了しましたが、日本一の清流川辺川・急流球磨川に関する問題は流域住民のみならず、県民の関心が高く、県財政からも多額の支出を伴うものであり、県民と言えども無関係ではありません。一般県民であれ、意見提出を行うことは出来ましたが、整備計画原案を読んだ上で、文章を書いて提出することは、簡単に出来るものではありません。しかも公聴会で意見が述べることが出来るのは流域住民に限定されるなどということは、同じ県民でも不公平です。つきましては、以下の事項を申し入れます。

記

1. 公聴会や意見募集に応じて提出された意見を公開すること
2. 提出された意見を河川整備計画に反映する際の判断基準を明らかにすること
3. 一般県民向けの河川整備計画の説明会及び公聴会を開催すること

以上

2021年10月1日

国土交通大臣 赤羽 一嘉様

国土交通省九州地方整備局 局長 藤巻 浩之様

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 所長 服部 洋佑様

瀬戸石ダムを撤去する会

共同代表 出水晃、上村雄一、緒方俊一郎、本田進

連絡先 869-0222 熊本県玉名市岱明町野口 927

TEL:080-3999-9928 FAX:0968-72-5604

E-MAIL: tsuchi_tk@yahoo.co.jp

瀬戸石ダムの水利権の取り消しを求める申し入れ書

昨年7月の豪雨災害発生以来、瀬戸石ダムは発電を行っていません。瀬戸石ダムの管理運営者である電源開発株式会社（以下電源開発）によれば発電再開の時期は未定ということです（10月1日、電源開発・西日本支店福岡事務所 所長 島誠二氏）。

事業者が発電を行うには、河川法第23条に基づく流水の占用の許可を得なければなりません。その許可を得るためには「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（1994年9月30日付、建河政発第52号）で定められた以下の4項目を満たす必要があります。「① 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。④ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。」です。

瀬戸石ダムは現在、発電を行っていませんので、①は満たしません。②に関しても、発電停止後、電源開発は発電再開の計画など何ら公表せず、既に一年以上経過しています。

「水利使用の実行の確実性が確保されている」とは到底言えない状態です。

④の「治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと」についても、瀬戸石ダム湖の堆砂問題について、ダムの定期検査のたびに、貴省は電源開発に「ダム湖の堆積土砂により洪水被害が発生する恐れがある」と指導してきており、瀬戸石ダムは昨年実際に洪水を発生させ、ダムの上下流に多大なる被害を発生させました。

よって、貴省が定めた4項目の審査基準のうち、3項目を満たしていないことは明らかです。つきましては、瀬戸石ダムの水利権の許可を取り消されるよう、貴省に申し入れます。

以上

2022年2月24日

国土交通大臣 齊藤鉄夫様
熊本県知事 蒲島郁夫様

代表連絡先（提出団体は末尾掲載）

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

代表 中島 康

〒860-0073 熊本市西区島崎 4-5-13

TEL:090-2505-3880

球磨川水系の河川整備計画策定に関する抗議と申し入れ

2月17日に球磨川水系の河川整備計画策定に関する球磨川水系学識者懇談会が開催されました。整備計画が策定された訳でもないのに、貴省は事前に「ゲート付きダム」という情報を報道機関に提示し、しかも学識者懇談会の委員にも、「ゲート付きダム」の情報を事前に知らせることなく、当日資料として配布するなど、委員に検討する時間も与えず、ダムへの地ならしを進めてきました。このような貴省の最初にダムありきの姿勢に対して、私たちは強く抗議します。

河川法には「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」という規定があります（第十六条の二第4項）。

貴省は、この規定を無視するかのように住民の意見を全く反映させることなく整備計画策定に向けた動きを進めています。

水害後も生活再建や住宅の問題等で、いまだ悩み苦悶している被災者がいる中、ダムの議論ばかりを先行させることは、被災者を置き去りにしながら、未曾有の豪雨災害という惨事に便乗し、自らの目的を最優先させる非常識極まりない行為と言わざるを得ません。

一昨年7月4日の豪雨災害の被災者に対して7・4球磨川流域豪雨被災者・賛同者の会が行ったアンケート結果では、被災者が求める水害対策として最も多いのが「堆積土砂の撤去」45.1%、次に多いのが「山林・山を保全する」40.7%でした。しかも注目すべきは、「ダム」に関しては「流水型（穴あき）ダム建設」を望むものは8.1%に対し、その3倍近くの21.1%の被災者が、「市房等球磨川流域のダムの撤去」を望んでいるという事実です。

また、今回の豪雨災害で流域に多くの崩落をもたらした山の保全策に関する検証や対策がこの懇談会では全く出てこないことが不可解でなりません。

私たちは国交省・熊本県のこのように進められる「河川整備計画策定」を正当なものとは認めることは出来ません。このような立場から、これまでの進め方に抗議し、被災住民を始めとする流域住民の意見も十分に検証・反映させた河川整備計画を策定させるために、下記申し入れを行います。